

# 東峰村の財政事情

令和5年度一般会計・特別会計決算概要  
令和6年度一般会計・特別会計・公営企業会計上半期予算執行状況



地方自治法第243条の3第1項、地方公営企業法第40条の2第1項及び東峰村「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定に基づき、本村の財政事情を公表します。

東峰村長 眞田 秀 樹

令和5年度

# 一般会計歳入 45億8,965万円

○歳入内訳

(単位：万円)

種別	科目	5年度決算額	4年度決算額	前年比(増減率)
自主財源 32.0%	村税	16,199	15,770	2.7%
	分担金及び負担金	7,193	7,201	△0.1%
	繰入金	56,748	59,093	△4.0%
	繰越金	22,408	23,192	△3.4%
	諸収入	7,262	11,186	△35.1%
依存財源 68.0%	その他自主財源	37,042	41,136	△10.0%
	地方交付税	190,726	179,255	6.4%
	国庫支出金	45,470	34,235	32.8%
	県支出金	23,934	20,879	14.6%
	村債	43,686	57,346	△23.8%
	その他依存財源	8,297	8,085	2.6%
	合計	458,965	457,378	0.3%

## ○自主財源とは？…東峰村が自らの権限で確保した財源です。

主なものとしては、住民税や固定資産税、軽自動車税などの村税（1億6,199万円）が挙げられます。分担金・負担金には、農村環境整備事業、施設型給付費、介護予防事業の負担金などがあります。繰越金（2億2,408万円）のうち1億1,341万円は、前年度からの繰越事業の財源に充てられています。

その他にも、公営住宅使用料、ケーブルTV使用料、いずみ館や村民センター等の施設の使用料や村有地の貸付料、住民票や印鑑証明などの発行手数料、村の貯金である基金の利息収入などがあります。また、東峰村への寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税が3億2,450万円となりました。

## ○依存財源とは？…国や県により、交付されたり割り当てられた収入や村債(村の借金)です。

主なものとしては、地方交付税（19億726万円）が挙げられます。これは地方公共団体が地域性や財政の状況に左右されず等しく行政サービスを行えるよう、一定の基準により国が交付するものです。

国庫支出金（4億5,470万円）のうち1億4,788万円については、公共土木施設災害復旧費国庫補助金に対して交付を受けています。また、障害者自立支援給付費国庫負担金4,706万円、テゾ外田園都市国家構想推進交付金4,287万円、緊急経済対策地方創生臨時交付金2,893万円、農業用水路等長寿命化・防災減災事業2,745千円、災害等廃棄物処理事業費補助金2,100万円の交付を受けています。

県支出金（2億3,934万円）のうち5,232万円については、日田彦山線沿線振興基金事業に対して交付を受けています。また、農地・農業用施設災害復旧事業2,657万円、障害者自立支援給付費県費負担金2,353万円、中山間地域直接払交付金1,446万円の交付を受けています。

村債（4億3,686万円）については、緊急防災施設整備事業に対する借入（1億1,870万円）、災害復旧事業債に対する借入（1億1,320万円）緊急自然災害防止対策事業【河川防災】に対する借入（8,820万円）、水源地域整備事業【獣肉加工施設】に対する借入（2,500万円）、地域交通対策事業【西鉄バス運行補助】に対する借入（1,420万円）、村道古城原線道路改良工事に対する借入（1,240万円）、村道紙屋・延田線道路改良工事に対する借入（1,220万円）や地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債の借入れ（5,964万円）等が挙げられます。



令和5年度

# 一般会計歳出 43億4,698万円

○歳出内訳

(単位：万円)

科	目	5年度決算額	4年度決算額	前年比(増減率)
議	会費	4,550	4,292	6.0%
総	務費	152,305	215,381	△ 29.3%
民	生費	59,350	54,880	8.1%
保	健衛生費	20,488	17,015	20.4%
労	働費	0	0	—
農	林水産費	19,834	19,673	0.8%
商	工費	17,833	9,258	92.6%
土	木費	23,908	27,708	△ 13.7%
消	防費	21,806	12,460	75.0%
教	育費	10,083	11,759	△ 14.3%
災	害復旧費	62,755	27,261	130.2%
公	債費	39,490	32,259	22.4%
諸	支出名	2,296	2,824	△ 18.7%
予	備費	0	0	—
合	計	434,698	434,770	△ 0.0%

○収支

(単位：万円)

会	計	の	名	称	5年度決算額	4年度決算額	前年比(増減率)
一	般	会	計		24,267	22,608	7.3%

## ○令和5年度決算の特徴的なもの(前年度比)

- ・総務費 …ほうしゅ楽舎再建築事業の減、基金積立金の減により総額では支出が減少しました。
- ・民生費 …ふるさと納税子育て基金積立金の減、国民健康保険特別会計に対する繰出金の減などにより支出が減少しました。
- ・保健衛生費 …災害廃棄物関連事業の増、し尿処理関連業務経費の増などにより支出が増加しました。
- ・農林水産費 …林道防災工事の減、有害鳥獣防護柵設置工事の減などにより支出が減少しました。
- ・商工費 …日田彦山線BRT関連景観整備委託事業費の増、プレミアム付き商品券デジタル化委託事業の増により支出が増加しました。
- ・土木費 …村有河川改修工事(緊急自然災害防止対策債)の減、村道維持補修改良事業の減により支出が減少しました。
- ・消防費 …防災無線機能強化事業の増により支出が増加しました。
- ・教育費 …村民センター照明設備・床研磨事業の減により支出が減少しました。
- ・災害復旧費 …公共土木施設災害復旧事業の増、農林漁業施設災害復旧事業の増、林道施設災害復旧事業の増により支出が増加しました。
- ・公債費 …令和元年災害分の単独災害復旧事業債(公共土木施設災害復旧事業、農林漁業施設災害復旧事業)の償還金の増等により支出が増加しました。



# 特別会計の決算状況

○特別会計は、特定の事業を行うにあたり、特定の収入をもって充て、一般会計から分離して別に経理を行う会計です。

東峰村では、簡易水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療について、特別会計による経理を行っています。

○歳入 (単位：万円)

会計の名称	5年度決算額	4年度決算額	前年比(増減率)
簡易水道事業特別会計	8,193	8,498	△ 3.6%
国民健康保険事業特別会計	35,367	33,745	4.8%
後期高齢者医療特別会計	3,824	3,975	△ 3.8%
合計	47,384	46,218	2.5%

○歳出 (単位：万円)

会計の名称	5年度決算額	4年度決算額	前年比(増減率)
簡易水道事業特別会計	7,303	7,688	△ 5.0%
国民健康保険事業特別会計	35,325	33,737	4.7%
後期高齢者医療特別会計	3,783	3,947	△ 4.2%
合計	46,411	45,372	2.3%

○収支 (単位：万円)

会計の名称	5年度決算額	4年度決算額	前年比(増減率)
簡易水道事業特別会計	890	810	9.9%
国民健康保険事業特別会計	42	8	425.0%
後期高齢者医療特別会計	41	28	46.4%
合計	973	846	15.0%

各特別会計について、適正な運営により赤字決算となることはありませんでした。



# 財政健全化判断比率の状況

○自治体全体の財務状況が健全な状態であるかどうかを判断するための4つの指標「健全化判断比率」が法律により定められています。

区 分		5年度決算	4年度決算	早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)
健全化判断比率	実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	15.0%	20.0%
	連結赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	20.0%	40.0%
	実質公債費比率	7.0	6.5	25.0%	35.0%
	将来負担比率	- (黒字)	- (黒字)	350.0%	-
資金不足比率		- (黒字)	- (黒字)	経営健全化基準 20.0%	

東峰村は、赤字等は発生しておらず、また将来負担すべき負担にも備えがあるといえるでしょう。ただ、実質公債費比率については、全国平均（R5決算：5.6%）と比較すると、少し高い傾向にあります。今後はH29～R5に起債した災害復旧事業債、旧合併特例事業債、過疎対策事業債の元利償還のため実質公債費比率は増加傾向が続くと見込まれますが、補助金や交付金を重点的に活用するなどし、借入金を減少させることに努めます。

## ○用語について

- 実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模<sup>※1</sup>に対する比率のことで、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- 連結赤字比率 公営企業会計（簡易水道事業特別会計）を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、全ての会計の赤字や黒字を合計し、全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- 実質公債費比率 公債費（村の借入金）の返済額が標準財政規模に占める割合です。
- 将来負担比率 村の実質的な将来負担額（借入金残高や、村の全職員が退職すると仮定した場合の負担見込等）が標準財政規模に占める割合です。
- 資金不足比率 村の公営企業（簡易水道事業）に赤字が生じた場合、その額が事業規模に占める割合です。

※1 標準財政規模・・・自治体の標準的な一般財源を示すもので、東峰村では17億788万円となっています。



## 令和6年度上半期執行状況(一般会計)

令和6年4月1日～9月30日までの一般会計の予算執行状況をお知らせします。

○歳入 (単位：万円)

科	目	予算額	収入額	執行率
村	税	15,479	11,045	71.4%
分	担 金 及 び 負 担 金	7,289	2,073	28.4%
繰	入 金	62,645	0	0.0%
繰	越 金	21,251	24,267	114.2%
諸	収 入	5,378	1,320	24.5%
そ の 他	自 主 財 源	45,498	3,613	7.9%
地 方	交 付 税	175,514	109,863	62.6%
国 庫	支 出 金	85,991	862	1.0%
県	支 出 金	80,864	2,206	2.7%
村	債	103,828	0	0.0%
そ の 他	依 存 財 源	8,679	4,091	47.1%
合	計	612,416	159,340	26.0%

本年度の9月末日現在の歳入予算の執行状況は、26.0%となりました。

村債については0.0%となっていますが、年度末に借入を行う見込みです。

国庫支出金、県支出金の執行率が低いのは、事業完了後に支払われるためです。

○歳出 (単位：万円)

科	目	予算額	支出額	執行率
議	会 費	4,657	2,259	48.5%
総	務 費	179,490	45,269	25.2%
民	生 費	63,306	22,939	36.2%
保 健	衛 生 費	22,313	7,227	32.4%
農 林	水 産 費	35,003	5,260	15.0%
商	工 費	18,631	3,921	21.0%
土	木 費	46,159	4,940	10.7%
消	防 費	34,027	6,096	17.9%
教	育 費	16,020	5,500	34.3%
災 害	復 旧 費	147,400	21,161	14.4%
公	債 費	43,041	21,935	51.0%
諸	支 出 金	1,869	0	0.0%
予	備 費	500	0	0.0%
合	計	612,416	146,507	23.9%

本年度の9月末日現在の歳出予算の執行状況は、23.9%となりました。

農林水産費、商工費、土木費、消防費及び災害復旧費について執行率が低いのは、事業完了後に支払を行うものが多いためです。



## 令和6年度上半期執行状況(特別会計・公営企業会計)

令和6年4月1日～9月30日までの特別会計・公営企業会計の予算執行状況をお知らせします。

### 特別会計

○歳入 (単位：万円)

会計の名称	予算額	収入額	執行率
国民健康保険事業特別会計	35,999	12,628	35.1%
後期高齢者医療事業特別会計	4,031	1,092	27.1%
合計	40,030	13,720	34.3%

○歳出 (単位：万円)

会計の名称	予算額	支出額	執行率
国民健康保険事業特別会計	35,999	12,084	33.6%
後期高齢者医療事業特別会計	4,031	1,196	29.7%
合計	40,030	13,280	33.2%

9月末日現在の特別会計の予算執行状況は上記のとおりです。

### 公営企業会計

簡易水道事業については、令和6年度から公営企業会計を適用しています。

そのため複式簿記での算出となるため下記の表にてお知らせいたします

会計名	区分	総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	補填財源	剰余金
簡易水道事業	収益的収支	1,849	1,023	826	891		1,717
	資本的収支	0	1,161	△ 1,161		0	△ 1,161

9月末日現在の公営企業会計の予算執行状況は上記のとおりです。

#### ※公営企業会計とは??

教育や福祉などの一般的な行政活動のほか、水の供給や医療の提供、下水の処理など住民の生活や地域の発展に不可欠な事業を行う地域公共団体が経営する企業の会計

#### ※一般会計・特別会計と公営企業会計の違いは??

- ①公営企業会計の経費は税金ではなく、提供するサービスの料金収入によって賄うこととされています。
- ②公営企業会計は、企業として経済性を発展するため一般の官庁会計(単式簿記・現金主義)とは異なった企業会計(複式簿記・発生主義)という経理方式を採用しています。

地方公営企業法を適用し(「法適用企業」)企業会計方式を採用することでお金の流れ、資産負債がどの程度あるかなど財政状況を正確に把握できます。



# 村債(借金)と基金(貯金)の状況

村の借金は令和5年度末現在で、一般会計では46億3,145万円（うち貸付金150万円）で、村民のみなさん1人あたりの借金の額に換算すると約256万円になります。

ただし、借金の中には、返済額の多くが地方交付税（国からの交付金）で返ってくるものが大半を占めるため実質的にはその3割程度となります。

一方、令和5年度末の村の貯金残高は、33億7,588万円で、村民のみなさん1人あたりの貯金の額に換算すると約186万円になります。

1人あたりの借金256万円と貯金186万円を比較すると、借金の方が貯金より74万円多いことが分かります。これは、災害復旧事業債等の借入による借金が増加し続けていることが、主な要因です。

過去5年間の村債と基金の推移を下記のグラフに示すように、村債は増加傾向にあり、基金はほぼ横ばいで推移していることが分かります。村では、こうした借金と貯金のバランスや経の動向を考え、将来にわたってのさまざまな財政分析をしながら効率的な財政運営に努めています。

東峰村人口：1,812人（令和6年3月31日現在）

○村債（借金）と基金（貯金）の推移（令和元年度～令和5年度）



○基金の運用の状況について

村では、基金について安全で確実である、国債や地方債、定期預金等により運用しております。

・令和5年度末の運用状況について (単位：万円)

運用状況・種別	運用額	比率(%)
民間金融機関定期預金	86,360	25.6%
地方債等	51,000	15.1%
利付国債	31,000	9.2%
民間金融機関普通預金	169,228	50.1%
運用額合計	337,588	100.0%



東峰村の財政事情  
令和6年11月発行